

鳥取市告示第 5 2 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井 8 9 2 番地 2、8 9 2 番地 4、3 7 9 番地、3 7 4 番地、3 6 4 番地、3 9 2 番地 1、3 8 2 番地、3 6 2 番地、3 8 4 番地、3 5 8 番地、3 8 5 番地、3 8 6 番地、3 8 7 番地、3 8 8 番地、3 5 5 番地、3 5 4 番地、2 7 6 番地、3 5 3 番地 1、3 3 5 番地、2 5 7 番地、2 5 8 番地 3、3 5 1 番地、3 3 9 番地、3 8 4 番地、2 7 7 番地、2 8 8 番地 2、2 7 9 番地、3 4 2 番地、3 4 8 番地、3 5 0 番地、2 5 5 番地、2 5 4 番地、2 5 1 番地 1、2 0 9 番地、2 1 2 番地、2 1 3 番地、2 2 1 番地、2 2 2 番地、2 2 3 番地 3、2 2 3 番地 1、2 2 3 番地 6、2 4 4 番地 7、2 2 4 番地、2 2 8 番地、1 5 1 番地、1 5 0 番地、1 5 7 番地、1 4 8 番地、1 4 7 番地、1 4 4 番地、2 3 0 番地 2、1 1 9 番地、1 0 3 番地 1 及び 1 0 6 番地 2 の区域
主たる事務所	鳥取市福井 2 5 2 番地 1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	165 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字美竜寺 35 番
原野	56 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字赤崎 118 番
宅地	56.19 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字前田 245 番
原野	23 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字桐谷 294 番

原野	42 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字村寺谷ノ二 328 番
池沼	26 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字村寺谷ノ二 360 番
雑種地	52 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字鉋石 555 番
原野	132 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字梨子之木谷 787 番
原野	77 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字梨子之木谷 793 番 1
原野	644 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字花田 862 番
原野	11157 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字山ノ神谷 1429 番
原野	357 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字山ノ神谷 1434 番
原野	1652 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字向下小谷 1436 番
原野	783 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字向下小谷 1437 番
原野	112 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字坂津 1458 番 2
原野	498 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字大湯戸 1462 番 6
原野	79 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字水狭 1504 番
原野	440 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字長谷 1701 番 1
原野	142 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字長谷 1701 番 2
保安林	1243 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字中江 1726 番 1
原野	968 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字中江 1726 番 3
原野	1071 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字漆谷 1727 番
原野	1613 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字花田谷 1740 番
原野	3900 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字花田谷 1758 番 2
原野	5471 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字花田谷 1758 番 4
原野	317 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字梨子之木谷 1769 番
原野	5540 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字梨子之木谷 1773 番 4
原野	1134 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字梨子之木谷 1773 番 5
原野	145 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字梨子之木谷 1773 番 8
原野	297 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字柿ノ木谷 1785 番
原野	1143 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字打部 1794 番
原野	1166 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字打部 1797 番
原野	7282 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字打部 1804 番 1
原野	5150 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字頭這谷 1806 番
原野	578 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字頭這谷 1807 番 1
原野	2575 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字臂矢 1848 番 1
原野	317 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字奥谷 1870 番 2
原野	66 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字下小谷 1948 番 2
原野	340 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字椎木山 1953 番 1
原野	862 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字美竜寺 1958 番
原野	15004 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字美竜寺 1966 番 1
保安林	991 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字美竜寺 1966 番 2
原野	1737 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字美竜寺 1970 番 1

原野	6287 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字下り坂 1971 番 1
原野	1983 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字下り坂 1977 番 1
原野	2538 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字臂力 1978 番
原野	337 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字臂力 1982 番
原野	705 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字臂力 1983 番 1

- 3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり
- 4 異議を述べることができる期間  
令和 6 年 9 月 1 9 日から令和 6 年 1 2 月 1 9 日まで
- 5 異議を述べることができる者の範囲  
申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者
- 6 異議を述べる方法  
地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）第 2 2 条の 3 第 2 項に規定する申出書及び関係書類の提出による。
- 7 担 当 課 鳥取市市民生活部協働推進課

氏名又は名称	住 所	共有持分
池原定治	鳥取市福井 350 番地	3 分の 1
谷川頼雄	鳥取市福井 339 番地	3 分の 1
花房徳雄	鳥取市福井 387 番地	3 分の 1

鳥取市告示第 5 2 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井 8 9 2 番地 2、8 9 2 番地 4、3 7 9 番地、3 7 4 番地、3 6 4 番地、3 9 2 番地 1、3 8 2 番地、3 6 2 番地、3 8 4 番地、3 5 8 番地、3 8 5 番地、3 8 6 番地、3 8 7 番地、3 8 8 番地、3 5 5 番地、3 5 4 番地、2 7 6 番地、3 5 3 番地 1、3 3 5 番地、2 5 7 番地、2 5 8 番地 3、3 5 1 番地、3 3 9 番地、3 8 4 番地、2 7 7 番地、2 8 8 番地 2、2 7 9 番地、3 4 2 番地、3 4 8 番地、3 5 0 番地、2 5 5 番地、2 5 4 番地、2 5 1 番地 1、2 0 9 番地、2 1 2 番地、2 1 3 番地、2 2 1 番地、2 2 2 番地、2 2 3 番地 3、2 2 3 番地 1、2 2 3 番地 6、2 4 4 番地 7、2 2 4 番地、2 2 8 番地、1 5 1 番地、1 5 0 番地、1 5 7 番地、1 4 8 番地、1 4 7 番地、1 4 4 番地、2 3 0 番地 2、1 1 9 番地、1 0 3 番地 1 及び 1 0 6 番地 2 の区域
主たる事務所	鳥取市福井 2 5 2 番地 1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	6644 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字上糟村 1487 番 1
原野	664 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字上糟村 1487 番 2
原野	6476 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字上糟村 1487 番 3
山林	39 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字上糟村 1488 番

山林	264 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字上糟村 1489 番
山林	241 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字上糟村 1490 番
原野	2102 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字八峠 1507 番
原野	4866 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字八峠 1513 番
原野	158 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字柿ノ木谷 1776 番 1
原野	57 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字柿ノ木谷 1776 番 2
原野	99 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字柿ノ木谷 1787 番
原野	9522 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字柿ノ木谷 1790 番 1
原野	12572 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字柿ノ木谷 1790 番 2
原野	11242 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字瓜ヶ谷 1827 番 1
原野	3970 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字瓜ヶ谷 1827 番 5
原野	6525 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字瓜ヶ谷 1828 番
原野	4958 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字臂矢 1843 番 1
山林	991 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字臂矢 1843 番 2
原野	3520 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字臂矢 1843 番 3

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間  
令和 6 年 9 月 1 9 日から令和 6 年 1 2 月 1 9 日まで

5 異議を述べることができる者の範囲  
申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法  
地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）第 2 2 条の 3 第 2 項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担 当 課 鳥取市市民生活部協働推進課

## 別紙

氏名又は名称	住 所	共有持分
池原増蔵	鳥取市福井 350 番地	2 分の 1
谷川正幸	鳥取市福井 339 番地	2 分の 1

鳥取市告示第 5 2 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井 8 9 2 番地 2、8 9 2 番地 4、3 7 9 番地、3 7 4 番地、3 6 4 番地、3 9 2 番地 1、3 8 2 番地、3 6 2 番地、3 8 4 番地、3 5 8 番地、3 8 5 番地、3 8 6 番地、3 8 7 番地、3 8 8 番地、3 5 5 番地、3 5 4 番地、2 7 6 番地、3 5 3 番地 1、3 3 5 番地、2 5 7 番地、2 5 8 番地 3、3 5 1 番地、3 3 9 番地、3 8 4 番地、2 7 7 番地、2 8 8 番地 2、2 7 9 番地、3 4 2 番地、3 4 8 番地、3 5 0 番地、2 5 5 番地、2 5 4 番地、2 5 1 番地 1、2 0 9 番地、2 1 2 番地、2 1 3 番地、2 2 1 番地、2 2 2 番地、2 2 3 番地 3、2 2 3 番地 1、2 2 3 番地 6、2 4 4 番地 7、2 2 4 番地、2 2 8 番地、1 5 1 番地、1 5 0 番地、1 5 7 番地、1 4 8 番地、1 4 7 番地、1 4 4 番地、2 3 0 番地 2、1 1 9 番地、1 0 3 番地 1 及び 1 0 6 番地 2 の区域
主たる事務所	鳥取市福井 2 5 2 番地 1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	97 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字松ヶ前 1397 番 1

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和6年9月19日から令和6年12月19日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

## 別紙

氏名又は名称	住 所	共有持分
池澤義春	鳥取市福井 246 番地	3 分の 1
寺嶋稔	鳥取市福井 210 番地	3 分の 1
池澤知一	鳥取市福井 209 番地	3 分の 1

鳥取市告示第 5 2 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井 8 9 2 番地 2、8 9 2 番地 4、3 7 9 番地、3 7 4 番地、3 6 4 番地、3 9 2 番地 1、3 8 2 番地、3 6 2 番地、3 8 4 番地、3 5 8 番地、3 8 5 番地、3 8 6 番地、3 8 7 番地、3 8 8 番地、3 5 5 番地、3 5 4 番地、2 7 6 番地、3 5 3 番地 1、3 3 5 番地、2 5 7 番地、2 5 8 番地 3、3 5 1 番地、3 3 9 番地、3 8 4 番地、2 7 7 番地、2 8 8 番地 2、2 7 9 番地、3 4 2 番地、3 4 8 番地、3 5 0 番地、2 5 5 番地、2 5 4 番地、2 5 1 番地 1、2 0 9 番地、2 1 2 番地、2 1 3 番地、2 2 1 番地、2 2 2 番地、2 2 3 番地 3、2 2 3 番地 1、2 2 3 番地 6、2 4 4 番地 7、2 2 4 番地、2 2 8 番地、1 5 1 番地、1 5 0 番地、1 5 7 番地、1 4 8 番地、1 4 7 番地、1 4 4 番地、2 3 0 番地 2、1 1 9 番地、1 0 3 番地 1 及び 1 0 6 番地 2 の区域
主たる事務所	鳥取市福井 2 5 2 番地 1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	1983 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字北谷 1928 番

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和6年9月19日から令和6年12月19日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

氏名又は名称	住 所	共有持分
池澤義晴	鳥取市福井 246 番地	4 分の 1
永見勝富	鳥取市福井 255 番地	4 分の 1
池澤知一	鳥取市福井 209 番地	4 分の 1
高木善正	鳥取市福井 279 番地	4 分の 1

鳥取市告示第530号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第2項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和6年9月19日

鳥取市長 深澤義彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井892番地2、892番地4、379番地、374番地、364番地、392番地1、382番地、362番地、384番地、358番地、385番地、386番地、387番地、388番地、355番地、354番地、276番地、353番地1、335番地、257番地、258番地3、351番地、339番地、384番地、277番地、288番地2、279番地、342番地、348番地、350番地、255番地、254番地、251番地1、209番地、212番地、213番地、221番地、222番地、223番地3、223番地1、223番地6、244番地7、224番地、228番地、151番地、150番地、157番地、148番地、147番地、144番地、230番地2、119番地、103番地1及び106番地2の区域
主たる事務所	鳥取市福井252番地1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	1061 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字猿走ノ二1476番1

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和6年9月19日から令和6年12月19日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

氏名又は名称	住 所	共有持分
小谷秀一	鳥取市福井 222 番地	4 分の 1
福安春一	鳥取市福井 892 番地	4 分の 1
吉田義春	鳥取市福井 386 番地	4 分の 1
花房徳雄	鳥取市福井 387 番地	4 分の 1

鳥取市告示第 5 3 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井 8 9 2 番地 2、8 9 2 番地 4、3 7 9 番地、3 7 4 番地、3 6 4 番地、3 9 2 番地 1、3 8 2 番地、3 6 2 番地、3 8 4 番地、3 5 8 番地、3 8 5 番地、3 8 6 番地、3 8 7 番地、3 8 8 番地、3 5 5 番地、3 5 4 番地、2 7 6 番地、3 5 3 番地 1、3 3 5 番地、2 5 7 番地、2 5 8 番地 3、3 5 1 番地、3 3 9 番地、3 8 4 番地、2 7 7 番地、2 8 8 番地 2、2 7 9 番地、3 4 2 番地、3 4 8 番地、3 5 0 番地、2 5 5 番地、2 5 4 番地、2 5 1 番地 1、2 0 9 番地、2 1 2 番地、2 1 3 番地、2 2 1 番地、2 2 2 番地、2 2 3 番地 3、2 2 3 番地 1、2 2 3 番地 6、2 4 4 番地 7、2 2 4 番地、2 2 8 番地、1 5 1 番地、1 5 0 番地、1 5 7 番地、1 4 8 番地、1 4 7 番地、1 4 4 番地、2 3 0 番地 2、1 1 9 番地、1 0 3 番地 1 及び 1 0 6 番地 2 の区域
主たる事務所	鳥取市福井 2 5 2 番地 1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	647 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字扇子谷 1408 番

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和6年9月19日から令和6年12月19日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

## 別紙

氏名又は名称	住 所	共有持分
小谷甚九郎	鳥取市福井 224 番地	2 分の 1
永見文蔵	鳥取市福井 354 番地	2 分の 1

鳥取市告示第 5 3 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井 8 9 2 番地 2、8 9 2 番地 4、3 7 9 番地、3 7 4 番地、3 6 4 番地、3 9 2 番地 1、3 8 2 番地、3 6 2 番地、3 8 4 番地、3 5 8 番地、3 8 5 番地、3 8 6 番地、3 8 7 番地、3 8 8 番地、3 5 5 番地、3 5 4 番地、2 7 6 番地、3 5 3 番地 1、3 3 5 番地、2 5 7 番地、2 5 8 番地 3、3 5 1 番地、3 3 9 番地、3 8 4 番地、2 7 7 番地、2 8 8 番地 2、2 7 9 番地、3 4 2 番地、3 4 8 番地、3 5 0 番地、2 5 5 番地、2 5 4 番地、2 5 1 番地 1、2 0 9 番地、2 1 2 番地、2 1 3 番地、2 2 1 番地、2 2 2 番地、2 2 3 番地 3、2 2 3 番地 1、2 2 3 番地 6、2 4 4 番地 7、2 2 4 番地、2 2 8 番地、1 5 1 番地、1 5 0 番地、1 5 7 番地、1 4 8 番地、1 4 7 番地、1 4 4 番地、2 3 0 番地 2、1 1 9 番地、1 0 3 番地 1 及び 1 0 6 番地 2 の区域
主たる事務所	鳥取市福井 2 5 2 番地 1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	4958 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字花田谷 1758 番 1
原野	1983 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字花田谷 1758 番 5
保安林	9917 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字花田谷 1758 番 3

- 3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり
- 4 異議を述べることができる期間  
令和6年9月19日から令和6年12月19日まで
- 5 異議を述べることができる者の範囲  
申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者
- 6 異議を述べる方法  
地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。
- 7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

氏名又は名称	住 所	共有持分
高木清作	鳥取市福井 24 番屋敷	4 分の 1
谷川久蔵	鳥取市福井 339 番地	4 分の 1
永見文蔵	鳥取市福井 354 番地	4 分の 1
福井林蔵	鳥取市福井 374 番地	4 分の 1

鳥取市告示第 5 3 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井 8 9 2 番地 2、8 9 2 番地 4、3 7 9 番地、3 7 4 番地、3 6 4 番地、3 9 2 番地 1、3 8 2 番地、3 6 2 番地、3 8 4 番地、3 5 8 番地、3 8 5 番地、3 8 6 番地、3 8 7 番地、3 8 8 番地、3 5 5 番地、3 5 4 番地、2 7 6 番地、3 5 3 番地 1、3 3 5 番地、2 5 7 番地、2 5 8 番地 3、3 5 1 番地、3 3 9 番地、3 8 4 番地、2 7 7 番地、2 8 8 番地 2、2 7 9 番地、3 4 2 番地、3 4 8 番地、3 5 0 番地、2 5 5 番地、2 5 4 番地、2 5 1 番地 1、2 0 9 番地、2 1 2 番地、2 1 3 番地、2 2 1 番地、2 2 2 番地、2 2 3 番地 3、2 2 3 番地 1、2 2 3 番地 6、2 4 4 番地 7、2 2 4 番地、2 2 8 番地、1 5 1 番地、1 5 0 番地、1 5 7 番地、1 4 8 番地、1 4 7 番地、1 4 4 番地、2 3 0 番地 2、1 1 9 番地、1 0 3 番地 1 及び 1 0 6 番地 2 の区域
主たる事務所	鳥取市福井 2 5 2 番地 1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	158 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字北谷 1916 番 4

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和6年9月19日から令和6年12月19日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

氏名又は名称	住 所	共有持分
谷川正幸	鳥取市福井 339 番地	4 分の 1
永見勝富	鳥取市福井 255 番地	4 分の 1
池澤知一	鳥取市福井 209 番地	4 分の 1
池原愛治	鳥取市福井 254 番地	4 分の 1

鳥取市告示第 5 3 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井 8 9 2 番地 2、8 9 2 番地 4、3 7 9 番地、3 7 4 番地、3 6 4 番地、3 9 2 番地 1、3 8 2 番地、3 6 2 番地、3 8 4 番地、3 5 8 番地、3 8 5 番地、3 8 6 番地、3 8 7 番地、3 8 8 番地、3 5 5 番地、3 5 4 番地、2 7 6 番地、3 5 3 番地 1、3 3 5 番地、2 5 7 番地、2 5 8 番地 3、3 5 1 番地、3 3 9 番地、3 8 4 番地、2 7 7 番地、2 8 8 番地 2、2 7 9 番地、3 4 2 番地、3 4 8 番地、3 5 0 番地、2 5 5 番地、2 5 4 番地、2 5 1 番地 1、2 0 9 番地、2 1 2 番地、2 1 3 番地、2 2 1 番地、2 2 2 番地、2 2 3 番地 3、2 2 3 番地 1、2 2 3 番地 6、2 4 4 番地 7、2 2 4 番地、2 2 8 番地、1 5 1 番地、1 5 0 番地、1 5 7 番地、1 4 8 番地、1 4 7 番地、1 4 4 番地、2 3 0 番地 2、1 1 9 番地、1 0 3 番地 1 及び 1 0 6 番地 2 の区域
主たる事務所	鳥取市福井 2 5 2 番地 1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	231 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字椎木山 1957 番

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和6年9月19日から令和6年12月19日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

## 別紙

氏名又は名称	住 所	共有持分
寺島稔	鳥取市福井 210 番地	3 分の 1
吉田義春	鳥取市福井 386 番地	3 分の 1
福安藤蔵	鳥取市福井 208 番地	3 分の 1

鳥取市告示第535号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第2項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和6年9月19日

鳥取市長 深澤 義彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井892番地2、892番地4、379番地、374番地、364番地、392番地1、382番地、362番地、384番地、358番地、385番地、386番地、387番地、388番地、355番地、354番地、276番地、353番地1、335番地、257番地、258番地3、351番地、339番地、384番地、277番地、288番地2、279番地、342番地、348番地、350番地、255番地、254番地、251番地1、209番地、212番地、213番地、221番地、222番地、223番地3、223番地1、223番地6、244番地7、224番地、228番地、151番地、150番地、157番地、148番地、147番地、144番地、230番地2、119番地、103番地1及び106番地2の区域
主たる事務所	鳥取市福井252番地1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	819 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字水狭 1505 番

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和6年9月19日から令和6年12月19日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

氏名又は名称	住 所	共有持分
永見文太郎	鳥取市福井 354 番地	5 分の 1
花房徳雄	鳥取市福井 387 番地	5 分の 1
吉田義春	鳥取市福井 386 番地	5 分の 1
福井春男	鳥取市福井 374 番地	5 分の 1
山本納	鳥取市福井 345 番地	5 分の 1

鳥取市告示第 5 3 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井 8 9 2 番地 2、8 9 2 番地 4、3 7 9 番地、3 7 4 番地、3 6 4 番地、3 9 2 番地 1、3 8 2 番地、3 6 2 番地、3 8 4 番地、3 5 8 番地、3 8 5 番地、3 8 6 番地、3 8 7 番地、3 8 8 番地、3 5 5 番地、3 5 4 番地、2 7 6 番地、3 5 3 番地 1、3 3 5 番地、2 5 7 番地、2 5 8 番地 3、3 5 1 番地、3 3 9 番地、3 8 4 番地、2 7 7 番地、2 8 8 番地 2、2 7 9 番地、3 4 2 番地、3 4 8 番地、3 5 0 番地、2 5 5 番地、2 5 4 番地、2 5 1 番地 1、2 0 9 番地、2 1 2 番地、2 1 3 番地、2 2 1 番地、2 2 2 番地、2 2 3 番地 3、2 2 3 番地 1、2 2 3 番地 6、2 4 4 番地 7、2 2 4 番地、2 2 8 番地、1 5 1 番地、1 5 0 番地、1 5 7 番地、1 4 8 番地、1 4 7 番地、1 4 4 番地、2 3 0 番地 2、1 1 9 番地、1 0 3 番地 1 及び 1 0 6 番地 2 の区域
主たる事務所	鳥取市福井 2 5 2 番地 1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	267 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字赤崎 1934 番 1
原野	1884 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字赤崎 1934 番 2

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

別紙のとおり

- 4 異議を述べることができる期間  
令和6年9月19日から令和6年12月19日まで
- 5 異議を述べることができる者の範囲  
申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者
- 6 異議を述べる方法  
地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。
- 7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

## 別紙

氏名又は名称	住 所	共有持分
福本幹夫	鳥取市福井 162 番地	2 分の 1
永見勝富	鳥取市福井 255 番地	2 分の 1

鳥取市告示第 5 3 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井 8 9 2 番地 2、8 9 2 番地 4、3 7 9 番地、3 7 4 番地、3 6 4 番地、3 9 2 番地 1、3 8 2 番地、3 6 2 番地、3 8 4 番地、3 5 8 番地、3 8 5 番地、3 8 6 番地、3 8 7 番地、3 8 8 番地、3 5 5 番地、3 5 4 番地、2 7 6 番地、3 5 3 番地 1、3 3 5 番地、2 5 7 番地、2 5 8 番地 3、3 5 1 番地、3 3 9 番地、3 8 4 番地、2 7 7 番地、2 8 8 番地 2、2 7 9 番地、3 4 2 番地、3 4 8 番地、3 5 0 番地、2 5 5 番地、2 5 4 番地、2 5 1 番地 1、2 0 9 番地、2 1 2 番地、2 1 3 番地、2 2 1 番地、2 2 2 番地、2 2 3 番地 3、2 2 3 番地 1、2 2 3 番地 6、2 4 4 番地 7、2 2 4 番地、2 2 8 番地、1 5 1 番地、1 5 0 番地、1 5 7 番地、1 4 8 番地、1 4 7 番地、1 4 4 番地、2 3 0 番地 2、1 1 9 番地、1 0 3 番地 1 及び 1 0 6 番地 2 の区域
主たる事務所	鳥取市福井 2 5 2 番地 1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
雑種地	33 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字下灘ノ二 98 番

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和6年9月19日から令和6年12月19日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

氏名又は名称	住 所	共有持分
前田守正	鳥取市福井 257 番地	3 分の 1
池澤知一	鳥取市福井 209 番地	3 分の 1
花房平八郎	鳥取市福井 258 番地 3	3 分の 1